

主要記事

新卒募集 参加者の評価まずまず(2面)
都への入札契約制度要望・回答 (3面)
防災セミナー 災害対応実務学ぶ(4面)

都 中 建

一般社団法人 **東京都中小建設業協会**
発行人 渡邊 裕之 編集人 渡邊 裕之
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-10-7
TOMビル5階
電話 03(3356)7711(代) F A X 03(3354)7271
http://www.tochuken.or.jp/

渡邊新体制

スタート

働き方改革・若者の確保

ハードル乗り越える

東京都中小建設業協会は5月27日の通常総会で、渡邊裕之氏(渡邊建設)を新会長に選出した。今期は改選期だった。山口巖氏は会長職を3期6年務めた。渡邊新会長は、「働き方改革、若い人の入職などハードルは高いが、これらに対応しなければ明るい将来はない」とこれまでの活動の継続と一層の強化にも含みを持たせ、新体制がスタートした。



令和4年度・運動方針

スローガン

中小の進路を拓く都中建

- 1 働き方改革の推進
- 2 受注機会の確保
- 3 女性・若者の入職促進
- 4 地域防災体制の強化
- 5 DX・IT施工の推進

令和4年度事業計画に 査研究▽建議陳情▽工事は、▽経営改善及び技術の安全施工、福利事業推進の向上▽情報収集及び進▽団体活動の強化▽今提供▽法制及び施策の調年度の重点事業一を掲

げた。このうち重点事業としては、①働き方改革の推進②生産性の向上③人材の確保④適正な入札制度⑤都中建の組織強化⑥女性・若者の入職促進⑦地域防災体制の強化⑧DX(デジタルトランスフォーメーション)・IT施工の推進一の8項目を盛り込んだ。DX・IT施工の推進は、重点事業だけでなく今年度のスローガンにも新たに盛り込んだ項目。

DXについては、全体に浸透・拡大するかがは中小企業にあるとして、国土交通省は小規模な自治体発注工事でもICT施工が進むように新たな予算や要領作成などを進

役員

役職	氏名	会社名	所属支部	会社役職
会長	渡邊裕之	渡邊建設(株)	豊島	代表取締役
副会長	鳥越雅人	徳力建設工業(株)	豊島	代表取締役
副会長	渡辺健司	渡辺建設(株)	杉並	代表取締役
副会長	細沼順人	成友興業(株)	西多摩	代表取締役
副会長	伊藤武司	伊藤興業(株)	豊島	代表取締役
副会長	朝倉泰成	(株)朝倉組	南多摩	代表取締役
専務理事	吉野 茂	(一社)東京都中小建設業協会	新宿	事務局長
会計理事	鈴木健之	(株)吉原組	練馬	代表取締役
会計理事	松本 力	松本建設(株)	豊島	代表取締役
理事	山口 巖	山口建設(株)	文京	代表取締役
理事	土居裕行	(株)ニューテック康和	北	事業本部営業部顧問
理事	田尻博昭	(株)松下産業	文京	取締役
理事	水野成則	(株)セイシン	練馬	代表取締役
理事	岩浪岳史	岩浪建設(株)	西多摩	代表取締役
理事	小坂橋秋廣	堀真建設(株)	足立	取締役営業部長
理事	榎森厚志	(株)榎木工業	西多摩	代表取締役
理事	足立裕介	足立建設工業(株)	足立	代表取締役
理事	河津修平	(株)河津建設	大田	代表取締役
理事	野島久成	三英建設(株)	練馬	代表取締役
理事	上之原一光	(株)上之原工務店	文京	代表取締役
理事	八幡 剛	岩井建設(株)	文京	営業部長
理事	板谷 健	新日本工業(株)	江東	常務取締役
理事	菊川寛治	(株)飛鳥	中野	代表取締役
理事	澤本昭広	東京機工土木(株)	西多摩	常務取締役
監事	水島隆明	(株)興建社	杉並	代表取締役
監事	内田 眞	内田建設(株)	足立	代表取締役
監事	佐久間藤樹	佐久間建設(株)	西多摩	代表取締役

顧問紹介

今年度より、高島なおき氏都議と田村利光氏を当協会顧問としてお迎えしましたので、ご紹介します。

高島なおき氏

(自民党)



田村利光氏

(自民党)



新事業、公益性追求で存在感

会長 渡邊 裕之

5月27日、3年ぶりに対面で総会が開催され、任期満了に伴う役員改選で新会長に選任されました渡邊裕之氏です。どうぞよろしくお願いたします。

都中建は、昭和48年の創立以来、多くの試練を乗り越えてまいりました。

が、来年5月、ついに創立50年の節目を迎えることとなりました。これは、これまでの諸先輩方の熱意と努力の賜物として深く感謝するとともに敬意を表します。

さて、この大きな節目に都中建の新たな一歩を先導する役員として会長に選任されましたことに、我ながら身の引き締まる思いを感じております。新型コロナウイルスの長期にわたる流行、ウクライナ情勢など、世界等は、中小建設業の経営から適用される「罰則付

近頃の生コンクリートや木材、鋼材など多くの資材単価の高騰や円安に

や、新たな手法については、国や地方自治体に対して提言や要望をしっかりと

また、2024年4月

一方、従来から取り組

や23区と協定を締結して

都中建は地域社会の安全に寄与することを大きな目的としています。災害対応についても東京都

会員企業の皆様におかれましては、都中建の事業に引き続きより一層のご理解ご協力をお願いいたします。

「東京」守る意志と心意気込める
シンボルマークを決定

東京都中小建設業協会は新しいシンボルマークを決定しました。伝統的な江戸文字である角字を、「どう転がしても必ず目(芽)が出る」として縁起の良い賽文字にして、「都中建」の3文字を表しました。

橙・緑・青の3色は、持続可能な開発目標のシンボルである太陽と森と海をそれぞれ表現、「東京」を守る地場建設業者の強い意志と心意気も示しています。



「実施する」ことを要請し

東京都への入札契約制度に関する要望への回答

I. 入札契約制度改革

① 予定価格の事前公表案件の拡大について

近年重ねてお願いしております予定価格の事前公表について、積算の負担軽減の観点から低価格帯（建築4.4億円未満、土木3.5億円未満）の案件では見直しが行われましたが、多くの中小企業が入札に参加している、A等級の価格帯（予定価格9億円未満）の工事案件まで事前公表を拡大していただきたい。

【回答】
予定価格の公表時期を事後とすることで、事業者の適切な見積もりを促し意欲と能力がある事業者が入札に参加しやすい環境をつくるとともに、見積もりをせずに応札する不良不適格事業者の排除につながり、競争性、透明性、品質確保等に寄与するものと考えています。
また、見積もりにあたっては、中小企業の事務負担にも考慮をし、低価格帯の案件は事前公表としており、この線引きについては、落札状況や応札行動等の定点観測を続け、検証していきます。

② 入札可能業者の限定について

昨年度の意見交換会において、東京都における入札可能業者を都内本店業者のみとしていただきたいという要望に対し、「より多くの企業に広く受注機会を与えること、競争性を確保することといった基本的な考え方のため、都内に本店がある事業者のみを入札参加条件とすることは困難」というご回答をいただいたところではありますが、防災体制強化の観点から再度要望いたします。東京都では様々な大災害に備えて防災体制を取っておられますが、私ども、都内本店業者（地場業者）も、東京都をはじめとする行政との協定に基づき、有事の際に速やかに初動対応を行うべく日ごろから備えております。都内に支店・営業所がある企業の入札を可能にすることは、地場業者の受注機会減少、経営状況の悪化へとつながり、有事の際に対応することが困難になることが予測されます。

他県では、特殊工事を除く工事では支店・営業所の入札は参加不可としております。東京都でも入札参加条件の見直しをお願いいたします。

【回答】
東京都の発注する契約においては、より多くの企業に広く受注機会を与えること、競争性を確保することといった基本的な考え方があり、都内に本店がある事業者のみを入札参加条件とする取扱いはありませんが、指名選定にあたっては、地域の建設事業者の受注機会の確保や地域経済の振興といった観点から、発注工事の施行場所付近に営業所を有する事業者を優先的に指名しています。
また、希望制指名競争入札における指名者数は原則10者とされていますが、財務局契約第一課においては、平成29年7月10日付で公表した「東京都工事請負指名業者選定基準における選定業者数の試行について」により、希望者が10者を越えた場合には、都内本店の中小企業者は10者を越えて指名しているところ です。

③ 共同企業体工事について

1. 現在、技術者育成モデルJ V工事の入札参加条件では、第一順位企業は大企業のみ限定されておりますが、該当業種A格付企業（都内本店中小企業を含む）の追加をお願いいたします。
共同企業体工事は中小企業の技術研鑽の機会となりますが、第一順位となる企業を大企業と限定せず、A格付企業の中小企業とした場合でも十分にその目的を果たすことが可能であると考えます。なぜなら、A格付企業に該当

する中小企業は、東京都発注工事の入札において「技術者育成モデルJ V工事」対象工事の規模以上の工事案件において単体及び第一順位企業として参加している企業であり、また優良工事表彰を受けている企業も多く、第二順位企業が技術を学ぶ対象として申し分ないと言えるからです。

【回答】
都では、中小企業の技術力研鑽の機会を創出し、建設業全体の技術力の確保・向上を図ることを目的として、大企業と中小企業による共同企業体の結成を入札参加条件とした「技術者育成モデルJ V工事」を試行しております。
引き続き、この制度の活用を通じ、中小企業の技術力向上をしてまいります。

2. 東京都財務局発注の混合入札（単体企業又は共同企業体申し込み可）案件において、共同企業体での申し込みにつきましては、上記③—1. と同じ条件にしていきたい。そうすることで若手技術者が技術を学ぶ機会を増やし、又、技術者育成モデルJ V工事は第二順位の契約する本店の地域要件はありませんので、中小建設会社の受注機会確保と工事実績の確保につながるものと考えます。

【回答】
都では、事業者の規模や能力等に応じて事業者を等級別に分けし、事業者の方々には発注金額に応じて競争に参加していただくこととしています。
その上で、より多くの方が入札に参加しやすい環境をつくり、競争性や透明性を高めるため、混合入札を導入すると同時に、意欲と能力のある中小企業が参加しやすいよう入札参加条件を緩和するなどの取り組みも行いました。
こうした取り組みを行いながら、引き続き、中小企業の受注機会確保を図ってまいります。

④ J V結成時の第2順位以下の構成員の罰則緩和について

共同企業体が施工した工事において、指名停止要件に該当した場合の罰則について、第二位順位以下の構成員においては、指名停止に対する減点への緩和措置を講じていただきたい。指名停止制度が、都における契約事務の適正な執行を確保するために必要な制度であることは理解しておりますが、中小企業の受注機会確保のための取り組みとして、その後の工事で優良工事に選定された場合には、減点分を相殺していただく罰則緩和のご検討をお願いいたします。

【回答】
都が採用する共同企業体の制度は、工事を共同連帯して営むものであり、指名停止要件に該当した場合は、当然に全構成員が指名停止措置の対象としています。
総合評価方式においては、共同企業体内の順位によって差異を設けることなく、企業の技術力や信頼性等を適切に評価する観点から、一定期間における優良表彰や指名停止措置の実績等に応じて、加点または減点しています。
引き続き、現制度を適切に運用し、技術力のある優良な事業者の育成を促していきます。

II. 働き方改革の推進

① 生産性向上に向けての書類簡素化と書類作成期間について

書類の削減・簡素化につきましては、近年続けて要望しており、東京都におかれましても様々な取り組みをされていることと存じます。しかし現状、建設業における生産性向上・働き方改革の推進に寄与するほどの成果は出ていないと言えます。2024年4月から適用される時間外労働の上限規制を順守できなければ、法律違反となり、施工不

可能な状況に陥る業者が数多く出ることが予想されます、時間外労働の削減には、書類の削減・簡素化は不可欠である、現状から50%の削減を要望いたします。

一方で、これまでの各局との意見交換会等を通し、一朝一夕に大幅な削減・簡素化ができるものではないということも理解しております。また、工期設定につきましても、適正な工期設定を確保していただいていることとは思いますが、各社の現場担当者が、書類作成に追われて長時間に及ぶ時間外労働を行っているのもまた事実です。そのため、施工完了後に、後片付け期間とは別に書類作成期間を設けることをご提案させていただきますので、ご検討をお願いいたします。

【回答】
工事関係書類は、公共工事の品質確保や施工管理の観点から必要なものと認識しています。
一方、工事関係書類の削減・簡素化に取り組むことは、建設業における生産性向上を図り、働き方改革を推進するため重要です。このため、東京都技術会議において、財務局を含む8局が工事関係書類の削減・簡素化を行うモデル工事を実施して効果や課題の検証を行い、令和3年2月に「削減・簡素化が可能な工事関係書類」を選定しました。その後、各局において基準類の改定を行い、今年度から運用を開始しています。

工期設定に当たっては、工期に関する基準（令和2年7月20日付中央建設業審議会決定）を踏まえ、具体的には、新築・改築・増築の工期は、日本建設業連合会の「建設工事適正工期算定プログラム」を参考に設定し、直接工事に必要な日数のほか、機器の調整・検査期間・施工条件や休日等を考慮した日数を加え、工事段階に必要な期間を確保しています。
今後とも適正な工期の確保に合わせて書類の削減・簡素化を推進していきます。

② 現場管理費・一般管理費の引き上げについて

中小企業が多く入札に参加している、A等級の価格帯（予定価格9億円未満）の工事について、最低制限価格（低入札価格調査基準価格）を算定している中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）で使用している算定率の現場管理費90%、一般管理費の55%を一律95%に引き上げることを要望します。

2024年に適用される働き方改革関連法（4週8休による完全週休2日と時間外労働の上限規制）を順守した上で、建設業で働いている技能者・技術者・事務職員等の処遇改善と若手技術者の人材確保・教育を行うには、企業の適正な利潤確保が必要となりますが、長引くコロナ禍、原材料や燃料などの価格高騰、そして激しい価格競争などにより、建設業を取り巻く環境は大変厳しくなっております。また、現場における働き方改革推進のために、事務業務（写真整理、書類作成等）について、バックオフィスの事務職員による支援や、アウトソーシングによる時間外労働の削減を図っておりますが、これらの対応は中小企業にとっては非常に負担が大きく、現状の算定率の下では多くの企業は行うことができません。

中小建設業者が働き方改革と適正利潤の確保を実現するためには、算定率の引き上げが不可欠と考えます。

【回答】
最低制限価格や低入札価格調査基準価格の設定は、公共工事の品質確保とガンピング受注防止のために、重要なものと認識しております。
これらの算出に当たっては、中央公契連モデルを使用し、算定式に見直しがあれば、都においても随時対応してまいります。
なお、契約締結後、賃金または物価の変動により契約金額が不適当になった場合は、契約金額の変更を請求できるよう契約約款にスライド条項を定め、この適切な運用を図るよう庁内に周知するとともに、ホームページに手続きなどを掲載し事業者の理解促進に努めています。

